

福岡県公報

令和 4 年 4 月 26 日
第 294 号

目 次

告 示 (第408号 - 第428号)

○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	2
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	2
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○福岡県看護師等修学資金貸付金(滞納者分)債権回収業務の外部委託に係る告示	(医療指導課)	7
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務の外部委託に係る告示	(児童家庭課)	7
○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金(滞納者分)の債権回収業務の外部委託に係る告示	(教育庁高校教育課)	8
○福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務の外部委託に係る告示	(団体指導課)	8
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域指定	(都市計画課)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	9

○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10

公 告

○落札者等の公示	(情報政策課)	10
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	11
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	13
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	17
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	18
○令和 4 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適性検査の実施	(農山漁村振興課)	21
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	23
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	23
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	24
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	24
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	24
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	25
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	25
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	25
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	25
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	25
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	26
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	26
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	26
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	26

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 [作成] 〒 810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速印刷
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-531-1766

教育委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県教育委員会の所管する行政手続等 (教育庁総務企画課) ……………27

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………31

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………31

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………32

○クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………32

告 示

福岡県告示第408号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

Table with 4 columns: 住 所, 氏 名, 区 域 (漁業共済の加入区の名称), 区 分. It lists two entries for fishing cooperatives in Fukuoka City, including names like 梅本 伸一 優 and 芳喜丸 火山 友喜 善幸丸 梅本 康悦.

Table with 4 columns: 住 所, 氏 名, 区 域, 区 分. It lists five entries for fishing cooperatives in various districts of Fukuoka, including names like 梅本 千利志 丸尾 敏和 and 網内 義則 川岡 正昭.

福岡県告示第409号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第410号

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定 (昭和46年10月福岡県告示第977号) により指定した篠栗農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
篠栗地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

篠栗農業振興地域の区域を表示した図面
(篠栗町)



凡 例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	

福岡県告示第411号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した粕屋農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

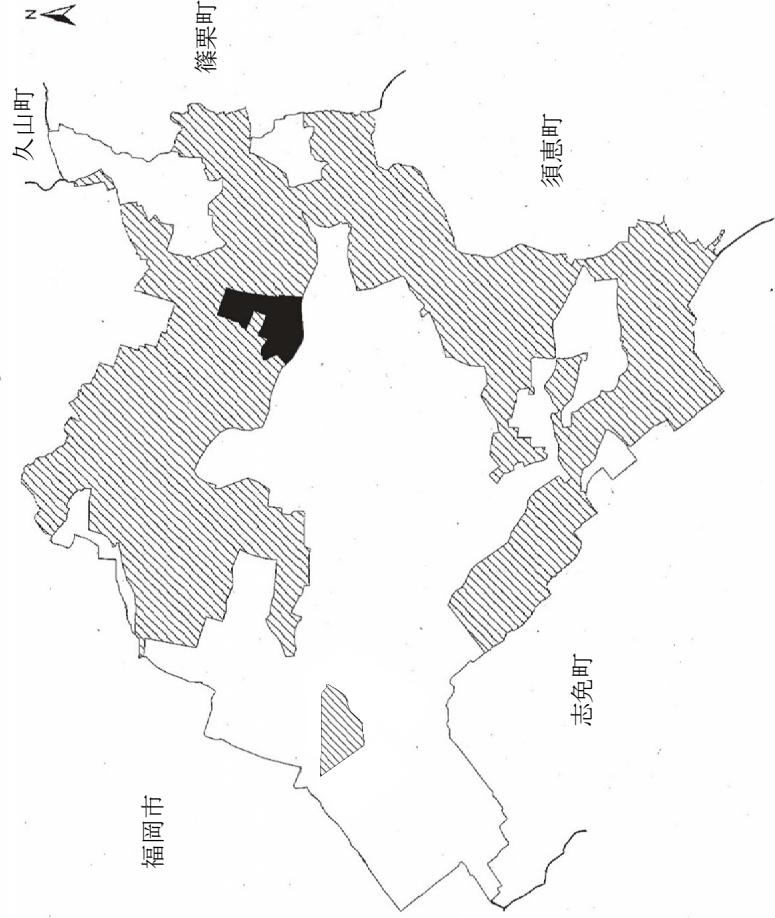
1 農業振興地域名

粕屋地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

粕屋農業振興地域の区域を表示した図面
(粕屋町)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●

福岡県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	黒 平 田 線 椎 田 線	築上郡築上町大字真如寺1808番5先から 築上郡築上町大字真如寺1819先まで

福岡県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	玉 名 女 線 八 女 線	前	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山363番1先まで	12.5 ～ 36.5	1,466.0
			後	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山363番1先まで	12.5 ～ 36.5	1,466.0

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	玉 名 女 線 八 女 線	八女市立花町白木251番1先から 八女市立花町北山363番1先まで

福岡県告示第415号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第416号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第417号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第418号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第419号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小都市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定した土地の区域の名称
小郡市西島地区
- 指定した土地の区域
小郡市三沢の一部

福岡県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
商工会館裏	筑紫郡那珂川町西隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
商工会館裏	筑紫郡那珂川町西隈（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
商工会館裏	那珂川市大字西隈、西隈二丁目及び西隈三丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第423号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

商工会館裏	那珂川市大字西隈、西隈二丁目及び西隈三丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-------	---	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県 道		田 川 桑 野 線	前	嘉麻市桑野2727番1先から 嘉麻市桑野2727番1先まで	12.0 ～ 39.8	43.5
			後	嘉麻市桑野2727番1先から 嘉麻市桑野2727番1先まで	21.0 ～ 45.2	43.5

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	田川線 桑野線	嘉麻市桑野2727番1先から 嘉麻市桑野2727番1先まで

福岡県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 穂波線	前	飯塚市津原1011番先から 飯塚市津原1107番1先まで	8.9 ～ 22.3	212.0
			後	飯塚市津原1011番先から 飯塚市津原1107番1先まで	8.9 ～ 22.3	212.0

福岡県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 大野城線	前	飯塚市津原1025番2先から 飯塚市津原1130番1先まで	9.2 ～ 35.8	240.0
			後	飯塚市津原1025番2先から 飯塚市津原1130番1先まで	9.2 ～ 35.8	240.0

福岡県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線 穂波線	前	飯塚市相田1086番1先から 飯塚市建花寺639番3先まで	12.0 ～ 58.0	1,380.0
			後	飯塚市相田1086番1先から 飯塚市建花寺639番3先まで	12.0 ～ 58.0	1,380.0

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称

福岡県団体内統合宛名システム更新及び移行業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 4 月 1 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社日立製作所九州支社

(2) 住所

福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

60,450,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 3 月 1 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社 K C C

(2) 住所

福岡市博多区店屋町 1 番 35 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,867,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (b)(iii) 及び (c)(i) に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県共用ネットワーク回線等の賃貸借及び運用保守管理

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年5月16日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県共用ネットワーク回線等の賃貸借及び運用保守管理

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和11年2月28日まで

(4) 賃貸借期間

令和5年3月1日から令和11年2月28日まで

(5) 納入期限

令和5年2月28日

(6) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、令和4年5月13日（金）までに本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年6月7日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）における電気通信事業の登録を総務大臣より受けている者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係（県庁行政棟 6 階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3194

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和4年5月26日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所
5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年5月26日（木） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

エ 令和4年6月2日（木）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書

(1) 提出期限

令和4年6月6日（月）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場

合はその名称又は商号)及び「6月7日開封<福岡県共用ネットワーク回線等の賃貸借及び運用保守管理>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月7日開封<福岡県共用ネットワーク回線等の賃貸借及び運用保守管理>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」という。)の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の名前を記載し、代理人の印鑑(私印)を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

令和4年6月7日(火)午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(契約希望金額の2割超に相当する金額)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(契約金額の2割超に相当する金額)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出

する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 予定価格の事前公表

無

17 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税

及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

- (3) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページに掲載している。（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature of the service

Letting and hiring and maintenance of wide area network and network equipment

The details are described by the manual of this tender.

(2) Delivery period

From 1 March 2023 through 28 February 2029

(3) Delivery place

As in the manual of this tender.

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P.M. on June 6, 2022

(5) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.

TEL 092-643-3194

FAX 092-643-3121

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ガスクロマトグラフ質量分析装置等賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年5月23日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

ガスクロマトグラフ質量分析装置等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和4年9月1日から令和11年8月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 4 年 6 月 13 日 (月曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年 2 月 22 日 13 管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-641-4141 内線2244

- 6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

令和 4 年 4 月 26 日 (火曜日) から令和 4 年 6 月 6 日 (月曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第 1 条に規定する休日 (以下「県の休日

」という。) を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで 5 の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5 の部局とする。

- (2) 提出期限

令和 4 年 6 月 13 日 (月曜日) 午後 5 時 45 分

- (3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部入札室 (地下 1 階北側)

- (2) 日時

令和 4 年 6 月 14 日 (火曜日) 午前 10 時 00 分

- (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の 100 分の 5 以上を保険金額と

するもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for Chemical composition analytical device.

(2) Time Limit of Tender

5:45 P.M., June 13, 2022

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2244)

公告

令和 4 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適性検査を次のように実施する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
令和 4 年 6 月 22 日 (水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	行橋市中央 1 - 2 - 1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
令和 4 年 6 月 23 日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松 3 - 7 - 1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
令和 4 年 7 月 27 日 (水曜日)	飯塚市新立岩 8 - 13	飯塚市立岩交流センター	福岡県飯塚農林事務所
令和 4 年 7 月 28 日 (木曜日)	朝倉市甘木 198 - 1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	筑後市大字和泉 606 - 1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和 4 年 8 月 21 日 (日曜日)	行橋市中央 1 - 2 - 1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
令和 5 年 1 月 21 日 (土曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
令和 5 年 1 月 22 日 (日曜日)			

2 狩猟免許試験の受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 40 条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日 20 歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日 18 歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前 9 時 30 分～ 午前 11 時 00 分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前 11 時 00 分～ 午後 0 時 30 分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後 1 時 30 分～ 午後 5 時 00 分

3 狩猟免許の更新のための適性検査の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
令和 4 年 6 月 30 日 (木曜日)	飯塚市新立岩 8 - 13	飯塚市立岩交流センター
令和 4 年 7 月 1 日 (金曜日)	八女市立花町原島 108 - 1	八女市立花市民センター
令和 4 年 7 月 6 日 (水曜日)	朝倉市甘木 198 - 1	ピーポート甘木
令和 4 年 7 月 12 日 (火曜日)	みやま市高田町濃施 14	まいピア高田
令和 4 年 7 月 14 日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎
令和 4 年 7 月 21 日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松 3 - 7 - 1	福岡県八幡総合庁舎
令和 4 年 7 月 22 日 (金曜日)	行橋市中央 1 - 2 - 1	福岡県行橋総合庁舎
令和 4 年 8 月 21 日 (日曜日)	朝倉市甘木 198 - 1	ピーポート甘木

4 狩猟免許更新のための適性検査の受験資格者及び検査時間

(1) 受験資格者

令和元年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1 種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除

する。

(2) 検査時間

午前 9 時から午後 5 時までのうち 1 時間程度

5 受験又は受検の申込方法

(1) 受験又は受検の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに 1 通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前 6 月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦 3.0 センチメートル横 2.4 センチメートルのもの。免許の種類ごとに 1 枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前 3 か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア) から (ウ) までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア) から (オ) までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200 円（試験の一部を免除される者にあつては 3,900 円）。2 種以上受験しようとする者は 1 種ごとに 5,200 円（試験の一部を免除される者にあつては 3,900 円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900 円。2 種以上を受講しようとする者は 1 種ごとに 2,900 円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の 4 種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

狩猟免許試験		
実施期日	会 場 名	申 請 期 間
令和 4 年 6 月 22 日（水曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5 月 19 日（木）～6 月 8 日（水）
令和 4 年 6 月 23 日（木曜日）		
令和 4 年 6 月 22 日（水曜日）	福岡県行橋総合庁舎	5 月 19 日（木）～6 月 8 日（水）
令和 4 年 6 月 23 日（木曜日）	福岡県八幡総合庁舎	5 月 19 日（木）～6 月 8 日（水）
令和 4 年 7 月 27 日（水曜日）	飯塚市立岩交流センター	5 月 19 日（木）～7 月 12 日（火）
令和 4 年 7 月 28 日（木曜日）	ピーポート甘木 福岡県筑後農林事務所	5 月 19 日（木）～7 月 12 日（火）
令和 4 年 8 月 21 日（日曜日）	福岡県行橋総合庁舎	5 月 19 日（木）～8 月 5 日（金）
令和 5 年 1 月 21 日（土曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	11 月 1 日（火）～12 月 28 日（水）
令和 5 年 1 月 22 日（日曜日）		

狩猟免許の更新のための適性検査

期 日	会 場 名	申 請 期 間
令和4年6月30日（木曜日）	飯塚市立岩交流センター	5月30日（月）～6月22日（水）
令和4年7月1日（金曜日）	八女市立花市民センター	5月30日（月）～6月24日（金）
令和4年7月6日（水曜日）	ピーポート甘木	5月30日（月）～6月23日（木）
令和4年7月12日（火曜日）	まいピア高田	5月30日（月）～7月1日（金）
令和4年7月14日（木曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5月30日（月）～7月1日（金）
令和4年7月21日（木曜日）	福岡県八幡総合庁舎	5月30日（月）～7月11日（月）
令和4年7月22日（金曜日）	福岡県行橋総合庁舎	5月30日（月）～7月11日（月）
令和4年8月21日（日曜日）	ピーポート甘木	5月30日（月）～8月9日（火）

6 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により日程を変更する場合があること。
- (2) 試験の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (3) 適性検査の当日の受検時間は農林事務所職員が指示する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、狩猟者講習は狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受検者が自宅において学習することにより代替する。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は適性検査を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻又は適性検査開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中又は検査中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (6) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (7) 試験又は適性検査には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (8) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業

振興課又は農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
筑後警察署外12施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和4年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社福岡東営業所
 - (2) 住所
福岡市東区名島二丁目19番12号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
70,592,903円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年1月11日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
柳川警察署みやま庁舎外12施設電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札を決定した日
令和 4 年 3 月 1 日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
九州電力株式会社福岡東営業所
 - 住所
福岡市東区名島二丁目19番12号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
103,469,637円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 4 年 1 月 11 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 森林都市ショッピングセンター
 - 所在地 宗像市自由ヶ丘三丁目12番 4
- 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
基本測量（航空重力測量）
- 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
県内全域	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業辻垣・道場寺・高瀬地区確定測量業務）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
行橋市 辻垣・道場寺・高瀬地区	令和 4 年 3 月 18 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測 量 の 種 類

公共測量（令和3年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測 量 の 実 施 地 域 及 び 終 了 年 月 日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和 4 年 3 月 25 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測 量 の 種 類

公共測量（基準点測量）

2 測 量 の 実 施 地 域 及 び 終 了 年 月 日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
八女市星野村	令和 4 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測 量 の 種 類

公共測量（基準点測量）

2 測 量 の 実 施 地 域 及 び 終 了 年 月 日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大牟田市歴木	令和 4 年 2 月 25 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測 量 の 種 類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測 量 の 実 施 地 域 及 び 終 了 年 月 日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市の一部（早良区椎原／早良区小笠木／早良区脇山）	令和 4 年 1 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
須恵町全域	令和4年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
山国川河川事務所管内	令和4年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小竹町全域	令和4年3月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市金丸、うきは市浮羽町三春	令和4年3月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第三工区）大牟田市大字歴木字筒井535番24、535番34、541番7、541番49、541

番51及び541番53

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市有明町二丁目3番地

大牟田市長

関 好孝

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県教育委員会規則第2号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和4年4月26日

福岡県教育委員会

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成8年福岡県教育委員会規則第6号）により準用する福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成8年福岡県規則第2号）	第6条第1項	令和4年5月1日	聴聞の期日の変更申出
行政手続法（平成5年法律第88号）	第16条第3項	令和4年5月1日	聴聞に係る代理人の資格の証明
行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	第16条第3項		
行政手続法（平成5年法律第88号）	第16条第4項	令和4年5月1日	聴聞に係る代理人資格の喪失の届出
行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	第16条第4項		

行政手続法（平成5年法律第88号）	第17条第1項	令和4年5月1日	聴聞参加許可申請
行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	第17条第1項		
行政手続法（平成5年法律第88号）	第20条第3項	令和4年5月1日	聴聞に係る補佐人出頭許可申請
行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	第20条第3項		
行政手続法（平成5年法律第88号）	第21条第1項	令和4年5月1日	聴聞に係る陳述書の提出
行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）	第21条第1項		
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年5月1日	社会教育関係団体補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和4年5月1日	社会教育関係団体補助金内容変更承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和4年5月1日	社会教育関係団体補助金事業中止（廃止）承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年5月1日	青少年健全育成推進対策事業費補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和4年5月1日	青少年健全育成推進対策事業費補助金内容変更承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和4年5月1日	青少年健全育成推進対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年5月1日	福岡県芸術・文化活動事業補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和4年5月1日	福岡県芸術・文化活動事業補助金内容変更承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和4年5月1日	福岡県芸術・文化活動事業補助金事業中止（廃止）承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年5月1日	福岡県高等学校等奨学金事業に係る県費補助金の交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和4年5月1日	福岡県学生会館事業に係る県費補助金の交付申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠とな

る法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第2条第1項	令和4年5月1日	引受けの許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第4条	令和4年5月1日	信託財産の移転の報告
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第6条第1項及び第2項	令和4年5月1日	事業計画等の届出
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第7条	令和4年5月1日	事業報告
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第8条	令和4年5月1日	公告の報告
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第9条	令和4年5月1日	信託財産変更の報告
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第10条第1項	令和4年5月1日	信託の変更
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第11条第1項	令和4年5月1日	信託の変更の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第12条第1項	令和4年5月1日	信託の併合の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第13条	令和4年5月1日	吸収信託分割の許可の申請

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第14条第1項	令和4年5月1日	新規信託分割の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第15条	令和4年5月1日	受託者の辞任の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第16条	令和4年5月1日	検査役の選任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第17条	令和4年5月1日	受託者の解任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第18条	令和4年5月1日	新たな受託者の選任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第19条	令和4年5月1日	事務引継の報告
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第20条	令和4年5月1日	信託財産管理命令の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第21条第1項及び第2項	令和4年5月1日	保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第22条第1項及び第2項	令和4年5月1日	信託財産管理者等の辞任の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第23条第1項及び第2項	令和4年5月1日	信託財産管理者等の解任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第24条	令和4年5月1日	信託財産法人管理命令の申請

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第25条	令和 4 年 5 月 1 日	信託管理人の選任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第26条	令和 4 年 5 月 1 日	信託管理人の辞任の許可の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第27条	令和 4 年 5 月 1 日	信託管理人の解任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第28条	令和 4 年 5 月 1 日	新たな信託管理人の選任の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第29条	令和 4 年 5 月 1 日	信託の終了の申請
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第30条第1項第1号	令和 4 年 5 月 1 日	諸届出（委託者の死亡等）
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第30条第1項第2号	令和 4 年 5 月 1 日	諸届出（委託者等の氏名等変更）
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第30条第1項第3号	令和 4 年 5 月 1 日	諸届出（信託管理人の氏名等変更）
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第30条第1項第4号	令和 4 年 5 月 1 日	諸届出（運営委員会等構成員の異動）
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第33条第1項及び第2項	令和 4 年 5 月 1 日	公益信託終了の報告等
福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年福岡県教育委員会規則第10号）	第34条	令和 4 年 5 月 1 日	残余財産処分の許可の申請

行政手続法（平成 5 年法律第88号）	第18条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	聴聞に係る文書等の閲覧申請
行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）	第18条第1項		
行政手続法（平成 5 年法律第88号）	第24条第4項	令和 4 年 5 月 1 日	聴聞調書等の閲覧請求
行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 2 号）	第24条第4項		
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第13条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求参加許可申請書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第13条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求参加取下書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第15条第3項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求人地位承継届出書（自然人）の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第15条第3項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求人地位承継届出書（法人）の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第15条第6項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求人地位承継許可申請書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第19条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求書（処分についての審査請求）の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第19条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求書（不作為についての審査請求）の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第23条	令和 4 年 5 月 1 日	補正書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第25条第2項及び第3項	令和 4 年 5 月 1 日	執行停止申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第27条第2項	令和 4 年 5 月 1 日	審査請求取下書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第30条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	反論書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第30条第2項	令和 4 年 5 月 1 日	意見書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第31条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	口頭意見陳述申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第31条第3項	令和 4 年 5 月 1 日	補佐人帯同許可申請書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第32条第1項	令和 4 年 5 月 1 日	証拠書類等送付通知書（審査請求人及び参加人用）の提出

行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第33条	令和4年5月1日	物件提出要求申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第33条	令和4年5月1日	物件提出依頼回答書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第33条	令和4年5月1日	物件送付通知書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第34条	令和4年5月1日	参考人陳述申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第34条	令和4年5月1日	鑑定申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第34条	令和4年5月1日	参考人陳述（鑑定）依頼回答書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第34条	令和4年5月1日	鑑定報告書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第35条第1項	令和4年5月1日	検証申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第35条第1項	令和4年5月1日	検証立入依頼回答書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第36条	令和4年5月1日	質問申立書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第36条	令和4年5月1日	回答書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第1項	令和4年5月1日	審理関係書類閲覧等請求書の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第2項	令和4年5月1日	提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書等（回答書）の提出
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第5項及び第6項	令和4年5月1日	審理関係書類複写等手数料減免申請書の提出
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第1項	令和4年5月1日	総代互選通知書の提出
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第1項	令和4年5月1日	代理人の資格証明書（委任状）の提出
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第2項	令和4年5月1日	代表者・管理人資格喪失届の提出
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第2項	令和4年5月1日	総代解任届の提出
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第2項	令和4年5月1日	代理人解任届の提出

福岡県立学校授業料等減免規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第11号）	第4条第1項	令和4年5月1日	福岡県立学校授業料等の減免更新申請
九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成22年福岡県規則第30号）	第6条第1項	令和4年5月1日	九州歴史資料館観覧料の免除申請
九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成22年福岡県規則第30号）	第6条第3項	令和4年5月1日	九州歴史資料館使用料の減免申請
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	第16条	令和4年5月1日	福岡県立特別支援学校への転学（学校指定変更）願
福岡県立美術館使用料条例施行規則（昭和39年福岡県規則第70号）	第2条第2項	令和4年5月1日	福岡県立美術館使用料の減免申請
福岡県立図書館資料複写等手数料条例施行規則（昭和59年福岡県規則第14号）	第3条第2項	令和4年5月1日	福岡県立図書館資料複写等手数料の免除申請
社会教育主事資格認定規則（昭和35年福岡県教育委員会規則第5号）	第2条	令和4年5月1日	社会教育主事の資格認定の申請
福岡県博物館登録規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第2号）	第3条	令和4年5月1日	博物館の登録申請
福岡県博物館登録規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第2号）	第7条第1項及び第2項	令和4年5月1日	博物館の登録事項（添付書類）変更届
福岡県博物館登録規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第2号）	第8条	令和4年5月1日	博物館の廃止届
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和4年5月1日	社会教育関係団体補助金事業遅延報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年5月1日	社会教育関係団体補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和4年5月1日	青少年健全育成推進対策事業費補助金事業遅延報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年5月1日	青少年健全育成推進対策事業費補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和4年5月1日	福岡県芸術・文化活動事業補助金事業遅延報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年5月1日	福岡県芸術・文化活動事業補助金実績報告

視聴覚教材の利用等に関する規則（昭和60年福岡県教育委員会規則第7号）	第3条	令和4年5月1日	視聴覚教材の利用申込号
-------------------------------------	-----	----------	-------------

公安委員会

福岡県公安委員会告示第97号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年6月28日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年6月9日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 武道場	粕屋警察署
令和4年6月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸二丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
令和4年6月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第99号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年4月26日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年7月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年7月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和4年7月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年7月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第100号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和4年6月27日（月） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。